13　集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画の承認を受けた者並びに指定事業高度化計画の承認を受けた者並びに指定集積業種に属する事業を行う者及び行おうとする者				
14　地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組み、かつ、地域活性化に資するものとして地方公共団体が認める事業を行う者				
15　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十条に基づく実践型地域雇用創造事業における雇用拡大メニュー又は人材育成メニューを受講し、同事業における雇用創出実践メニューで開発した商品・ノウハウ等を活用して創業又は新事業の開拓を行おうとする者であって、新たに雇用を行う者				
十	「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する予定の者	「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行うことにより、その中小企業の自社の経営状況の的確な把握及び金融機関その他の利害関係者に対する正確な自社の財務情報や経営状況の説明を可能とし、もって中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援すること	中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する予定の者又は	
十一	1　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 2　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に規定する一般ガス事業者 3　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 4　特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行い、省エネルギーの推進を図る者 5　公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者 6　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二条第三項に規定する低炭素建築物の新築等を行う者	中小企業における非化石エネルギーの導入、中小ガス事業の近代化・保安の確保、省エネルギーの促進、公害防止及び再生資源の有効利用等並びに都市の低炭素化により環境対策の促進を図ること		
十二	1　放送事業者及び共聴施設管理者 2　自ら策定した事業継続計画に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、地上放送のデジタル化により不要となった施設の安全確保の観点からの撤去及び災害発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること		
十三	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している者であって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること		

十四	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる者	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること
十五	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること
十六	1　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立て等を行った者であって、認可決定前の者 2　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者	地域経済の産業活力維持への貢献や技術力等から見て経済的又は社会的に有用である事業の再生を支援すること
十七	1　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれる者 2　経済的又は社会的に有用な事業を承継する者 3　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では取り上げが困難な者の自助努力による企業再建を支援すること及び中小企業の事業承継の円滑化を支援すること
十八	災害により被害を受けた者（次号に該当する者を除く。）	災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること
十九	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること
二十	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること

○経済産業省告示第百九十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十三条第一項の規定に基づき、情報提供業務を行う者の認定に関する指針を次のように定める。

平成二十五年九月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

1　情報提供業務を行う者の認定に関する指針

一　次に掲げる情報を収集して整理した上で、インターネットやその他の通信技術を利用し、中小企業者の事業の段階に応じた経営課題及び地域や業種に応じたニーズを踏まえて、創意工夫により効果的に提供すること。

イ　国や地方公共団体、公的支援機関等が実施する支援施策等の内容及びその実施の状況に関する情報

ロ　中小企業診断士や税理士等の認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）をはじめとする支援機関等の当該業務の内容及びその実施の状況に関する情報

ハ　他の事業者、大学その他の研究機関、独立行政法人等の中小企業者が実施する事業に協力する者の当該協力の内容及びその実施の状況に関する情報

二　イからハに掲げる業務に関し、中小企業者が必要な情報収集を行い、インターネット等を利用した経営相談や、事業連携に関する情報交換を行う上で、これらの活動を適切な者と行うことができるよう助言すること。